

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 7 - 外 1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月14日

【会社名】 トヨタ モーター クレジット コーポレーション
(Toyota Motor Credit Corporation)

【代表者の役職氏名】 社長兼首席業務執行役員
(President and Chief Executive Officer)
スコット・クック
(Scott Cooke)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 75024-5965 テキサス州 プレイノ
W2-5A ヘッドクォーターズ・ドライブ 6565番地
(6565 Headquarters Drive, W2-5A, Plano, Texas
75024-5965, United States)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 廣 瀬 卓 生

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 田 康 之
同 井 上 貴美子
同 和田林 熙
同 島 崎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1399

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 トヨタ モーター クレジット コーポレーション
2030年10月21日満期 米ドル建社債
1億3,500万米ドル(円貨相当額209億2,905万円)

トヨタ モーター クレジット コーポレーション
2030年10月21日満期 豪ドル建社債
7,780万豪ドル(円貨相当額79億136万8,000円)

(株式会社三菱UFJ銀行が発表した2025年11月13日現在の東京外国
為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1米ドル = 155.03円
及び 1豪ドル = 101.56円の換算レートで換算している。)

【発行登録書の内容】

提出日	2025年6月13日
効力発生日	2025年6月23日
有効期限	2027年6月22日

発行登録番号	7 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 1兆5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
7 - 外 1 - 1	2025年 8月26日	1,226億2,677万9,670円	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		1,226億2,677万9,670円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 1兆3,773億7,322万330円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】 該当事項なし

(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

<トヨタ モーター クレジット コーポレーション 2030年10月21日満期 米ドル建社債及びトヨタ モーター クレジット コーポレーション 2030年10月21日満期 豪ドル建社債に関する情報>

- (注1) 本書中の「TMCC」とは、トヨタ モーター クレジット コーポレーションを、「グループ会社」とは、TMCC及びその連結子会社を指す。
- (注2) 本書中に別段の表示がある場合を除き、
- ・「米ドル」又は「米セント」はすべてアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
 - ・「豪ドル」又は「豪セント」はすべてオーストラリア連邦の法定通貨を指し、
 - ・「円」はすべて日本国の法定通貨を指す。

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)】

米ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1億3,500万米ドル
売出価額の総額	1億3,500万米ドル
利率	年率3.88%

豪ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	7,780万豪ドル
売出価額の総額	7,780万豪ドル
利率	年率4.46%

2 【売出しの条件】

社債の概要

1 利息

米ドル建社債

- (a) 各本社債の利息は、上記利率で、2025年12月1日(当日を含む。)から2030年10月21日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年4月21日及び10月21日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき19.40米ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2026年4月21日に、2025年12月1日(当日を含む。)から2026年4月21日(当日を含まない。)までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000米ドルの各本社債につき15.09米ドルとする。

豪ドル建社債

- (a) 各本社債の利息は、上記利率で、2025年12月1日(当日を含む。)から2030年10月21日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年4月21日及び10月21日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき22.30豪ドルであ

る。ただし、最初の利息の支払は、2026年4月21日に、2025年12月1日(当日を含む。)から2026年4月21日(当日を含まない。)までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000豪ドルの各本社債につき17.34豪ドルとする。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書及び本社債に関する2025年10月付発行登録目論見書(同発行登録目論見書の訂正事項分を含む。以下同じ。)をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2025年11月14日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

発行登録書(訂正を含む。)に記載のとおり。

第2 【参照書類の補完情報】

上記の参照書類である有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2025年11月14日)までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係るTMCCの判断に変更はない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

発行登録書(訂正を含む。)に記載のとおり。